

## 労災保険の業種区分に係る検討会 開催要綱

### 1. 検討会の趣旨・目的

労災保険制度の適用事業場数は 279 万事業場、適用労働者数は 5,748 万人となっている。保険料率たる労災保険率は、適用事業場を 54 に区分した事業の種類（以下「業種」という。）ごとに、それぞれ災害率等に応じて設定し、3 年毎に改定している。

業種区分は、産業構造や労働災害発生状況等の変化を勘案して随時見直しており、最近では平成 18 年度労災保険率改定において「その他の各種事業」から「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「金融業、保険業又は不動産業」を分割し、平成 27 年度労災保険率改定においては「たばこ等製造業」を「食料品製造業」に統合している。

労災保険制度には、事業主の保険料負担の公平性を確保するとともに、労働災害防止インセンティブを有効に機能させる仕組みとして、財政方式やメリット制が設けられているが、業種別労災保険率設定も同様の機能を果たすものである。現在の業種区分の中には「その他の各種事業」のように、事業場数が 92 万事業場、労働者数が 2,100 万人と、全体の 3 割以上を占める大きな保険集団も存在しており、その観点から、業種区分の検討が必要と考えられる。

そこで平成 33 年度の労災保険率改定に向けて、業種区分の見直し案を作成することを目的として、社会保障、保険数理等の外部有識者による検討会を開催する。

### 2. 検討会の検討課題

- (1) 「その他の各種事業」における業種の区分について
- (2) その他

### 3. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、賃金担当）が別紙の学識経験者及び実務経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、参集者の互選により選出する。
- (3) 本検討会においては、必要に応じ、別紙の参集者以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- (4) 本検討会の議事については、別に本検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。
- (6) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において行う。

労災保険の業種区分に係る検討会 参集者

おかむら 岡村	くにかず 国和	獨協大学経済学部教授
かたよせ 片寄	いくお 郁夫	株式会社りそな銀行年金業務部 主席数理役（アクチュアリー）
こにし 小西	やすゆき 康之	明治大学法学部教授
さかい 酒井	ただし 正	法政大学経済学部教授
なかます 中益	ようこ 陽子	亜細亜大学法学部准教授
はなおか 花岡	ちえ 智恵	東洋大学経済学部准教授
みながわ 皆川	あつや 農弥	東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部 保有企画グループ担当課長（アクチュアリー）
もりと 森戸	ひでゆき 英幸	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（五十音順）

## 労災保険の業種について

事業の種類  
(徴収法施行規則第16条  
及び別表第1)

事業の種類(54種類)。料率区分。  
2桁の番号で定義されている。

労災保険率適用事業細目  
(昭和47年労働省告示第16号)

事業の種類を細分化したもの(161種類)。  
保険関係成立時に個々の事業に適用される。  
4桁の番号で定義されている。

告示に規定している細目は、名称及び備考で構成されており、細目のより詳細な内容は、労災保険率適用基準(労働基準局長通達)に記載。













